

盛岡広域振興局長告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成31年1月18日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字大坪4番8、15番、16番、17番、18番、19番、20番1、20番2、21番、22番、41番1、41番2、41番5、42番1、42番2及び42番10並びにこれらの区域に介在する水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社